

# 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター賛助会員規程

(平成2年5月16日 第1号)

(沿革) 平成 22 年 12 月 17 日 規程第 94 号, 平成 23 年 7 月 15 日 規程第 108 号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター（以下「本センター」という。）定款第57条第3項の規定に基づき、賛助会員の入会及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格)

第2条 賛助会員の資格は、本センターの目的に賛同し、事業の推進を援助する個人又は法人及びその他の団体とする。

2 以下の各号に該当する個人（以下「反社会的勢力」という。）は、賛助会員となることできない。

(1) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団関係企業の関係者

(3) 暴力団員等に利益を供与する共生者

(4) 総会屋

(5) 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これに準ずる者

(6) 前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 以下の各号に該当する法人及びその他の団体は、賛助会員となることできない。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体

(3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる法人又は団体

(4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人又は団体

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は団体

(確約と表明)

第3条 賛助会員になろうとする者は、反社会的勢力でないことの確約表明書（様式第1号及び第2号）を理事長に提出するものとする。

(入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第3号）に前条に規定する確約表明書を添えて提出し、理事長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第5条 理事長は、新たに賛助会員となった者について、その属性及び承認した理由を理

事に報告しなければならない。

(退会)

第6条 賛助会員は、任意に退会することができる。

2 退会するときは、あらかじめ理事長に退会届(様式第4号)を提出しなければならない。

3 賛助会員が賛助会員会費(以下「会費」という。)を2年以上納入しないとき又は賛助会員が死亡若しくは解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第7条 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

(1) 本センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。

(2) 本センターの目的に反する行為があったとき。

(3) 第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき、又は第3条の確約表明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(届出事項の変更)

第8条 賛助会員は、個人にあつては住所又は氏名、法人及びその他の団体にあつては名称、所在地又は代表者の氏名にそれぞれ変更が生じたときは、速やかに届出事項変更届(様式第5号)を理事長に提出するものとする。

(会費)

第9条 会費は年額とし、最低額は、個人5,000円、法人及びその他の団体20,000円とする。

2 賛助会員は、あらかじめ届けた会費を変更しようとするときは、会費納入前に届出事項変更届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

3 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までに納入するものとし、その方法は、口座振込みにより納入するものとする。

(会費等の不返還)

第10条 賛助会員がすでに納入した会費及びその他の金品は、これを返還しない。

(会員証の交付等)

第11条 本センターは、賛助会員に対し会員証の交付並びに本センターが発行する機関誌及び本センターが行う事業の案内書等を配布するものとする。

(会費の使途)

第12条 第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、他は管理費に使用するものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成2年5月16日から施行し、平成2年4月26日から適用する。

附則

この規程は、公益法人の設立登記の日（平成22年12月17日）から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月15日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

公益財団法人  
福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

住所

氏名 印

反社会的勢力でないことの確約表明書（個人用）

私は、次に該当する者でないことを確約し、表明します。

- 1 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者（暴力団員等という。）
- 2 暴力団関係企業の関係者
- 3 暴力団員等に利益を供与する共生者
- 4 総会屋
- 5 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これに準ずる者
- 6 前記1～5に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

以上

様式第2号

平成 年 月 日

公益財団法人  
福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

名 称

所在地

代表者 印

反社会的勢力でないことの確約表明書（法人及びその他の団体用）

当法人・当団体は、次に該当する法人・団体でないことを確約し、表明します。

- 1 当法人・当団体の役員には、次に該当する者（反社会的勢力という。）はいません。
  - (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者（暴力団員等という。）
  - (2) 暴力団関係企業の関係者
  - (3) 暴力団員等に利益を供与する共生者
  - (4) 総会屋
  - (5) 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これに準ずる者
  - (6) 前記(1)～(5)に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当法人・当団体は、次に該当する法人・団体ではありません。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる法人又は団体
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる法人又は団体
  - (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる法人又は団体
  - (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる法人又は団体
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人又は団体

以上

## 入会申込書

平成 年 月 日

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

申込人住所

氏 名 印

貴センターの設立趣旨に賛同し、賛助会員として下記のとおり入会を  
申込みます。

記

賛 助 人	個	フリガナ 氏 名 生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
	住 所	〒				
	職 業 (勤め先)					
会 員 体	団	名 称	業種 ( )			
	所 在 地	〒				
	代 表 者					
	連 絡 先 役職氏名 (責任者)	役職		氏名		
		TEL		FAX		
	メールアドレス					
欄	ニュース送信	どちらかに印を付けて下さい <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール				
	賛 助 金 (年会費納入日)	年額 円 (平成 年 月 日納入予定)				
個人情報告知		この申込書に記載された内容は、センターの 事業のためにのみ使用するものです。				

# 退 会 届

平成 年 月 日

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

届出人住所

氏 名 印

次のとおり退会したいので届出します。

記

退 会 年 月 日		平成 年 月 日
退 会 者 （ 団 体 ）	氏 名 （名 称）	
	住 所 （所在地）	〒  TEL ( ) FAX ( )
	代 表 者 役職 氏名	
賛 助 金 額		円
退 会 理 由		

届出事項変更届

平成 年 月 日

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

届出人住所

氏 名 印

次のとおり変更したいので届出します。

記

賛 助 会 員 名	氏 名 (名 称)	
	住 所 (所在地)	〒 <b>8</b>
	代 表 者 役職 氏名	
入 会 月 日		平 成 年 月 日
変 更 事 項		
変 更 内 容	旧	
	新	
変 更 月 日		平 成 年 月 日